

希望坂(北中だより)

第4号 令和6年7月19日

みやき町立北茂安中学校

校長 古賀 健司

<https://www.education.saga.jp/hp/kitashigeyasu-j/>



学校教育目標



「夢や目標をもち
チャレンジ精神と思いやりの心に
満ちあふれた生徒の育成」

◇1学期終業式…生徒の意見発表「私のチャレンジ」◇

7月19日(金)、終業式を行いました。式では1学期の振り返りとして、各学年1名の生徒に意見発表をしてもらいましたのでご紹介します。いずれの生徒も、思い通りにいかない場面(困難)に直面していますが、だれかのせいにするのではなく、自分の行動を冷静に振り返ったり、まわりからしてもらったことに意識を向けて感謝し、エネルギーにして成長の糧としていることに感心します。

いよいよ夏休みに入ります。安全・健康に留意し、元気に過ごしてほしいと思います。

3年生代表

僕が1学期に頑張ったことは色々ありますが、やはり一番は中体連だと思います。なぜなら中体連は僕たちの3年間の集大成だからです。しかし僕は、中体連で思うような成績を残すことができませんでした。試合が終わった後、色々な感情が混ざり合っているなか、
なぜ負けたか考えました。そしてわかったことが、2年生の時、一度試合で結果を出し、怠惰になり、それまでのような努力をできなくなってしまうことが原因だとわかりました。



このようなことを踏まえて僕が言いたいことは、**今の結果に満足せずに向上心を持ち、努力を怠らないことが後悔しない結果につながるということです。**この結果を踏まえて2学期もがんばりたいと思います。

2年生代表

僕は2年生になって**総務というクラスの責任を負う仕事を任されました。**1年生の時も経験したことはありましたが、約1年ぶりの挑戦だったのでドキドキする気持ちが大きかったです。しかし、それとともに1学期間頑張るぞ!!という気持ちも湧きました。

いろんなミスをしたこともありましたが、**クラスみんながフラスな声かけもしてくれたので、よし!!頑張ろうと思い、みんなの期待に応えられるように頑張ることができました。**

総務としてふさわしくない行動をとり注意されたこともありましたが、その失敗を反省し、成長することができたと思います。1学期間この総務という仕事を無事終えることができてよかったです。



1 年生代表

僕は、**1 学期の間総務に挑戦しました。**総務は簡単に言うと、そのクラス全体をまとめる係です。総務になって、**どうすればみんなが静かになってくれるのかや、話し合いをするときにどのようにしてみんなをまとめるのか、どのような方法で進めればいいのか**などのたくさんのことを学ぶことができました。

今でも本当に総務になってよかったと思っています。

挑戦すると学べるがたくさんあると思います。新しいことを恐れず、いろんなことに挑戦してみてください。



◇いじめアンケート◇

7月に実施したアンケートへのご協力、ありがとうございます。必要と判断した生徒については校長が直接聞き取りを行うなど、『いじめ防止対策推進法』に基づいて作成している本校の「いじめ防止基本方針」にそって取組をすすめています。

以下の法律に規定されているように、級友等の言動によって、心身の苦痛を感じた生徒がいれば「いじめ」です。今回のいじめアンケート、日頃行っている教師による生徒観察、隔週実施している生活アンケート、生徒や保護者様からの相談等により、いじめの情報を得た場合、これをいじめの「覚知」といい、この時点で管理職が教育委員会に報告します。それと同時に、学校内の「いじめ防止対策委員会」において調査を行い、いじめであることと確認すれば、いじめの「認知」といい、具体的な対応を指示します。

「自分のことを悪く言っているような気がする」など、相談した本人に確証がなかったり、相手の生徒が覚えていなかったり、明らかに否定する場合は取扱いが非常に難しくなります。行為について教師に尋ねられるだけでショックを受けるデリケートな生徒もいます。

「いじめ」を受けた生徒の生命・心身を保護することを第一義とし、加えて、教職員の言動が生徒を傷つけたりすることが絶対にならないように指導・支援のあり方に細心の注意を払うこと、教職員個人の判断のみに頼らず、学年・管理職・教育委員会などと連携し、組織で対応すること等を、毎年職員研修等で確認しています。今後とも適切な指導に努めてまいります。どうぞよろしくお願いいたします。

○いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号 抜粋)

(いじめの定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「みやき町立北茂安中学校 いじめ防止基本方針」は、本校 HP に掲載していますので、ご確認ください。

※ ご相談等ありましたら、本校職員だれでも結構ですので、ご連絡ください。
(北茂安中学校 Tel0942-89-2008)